

# 提 案 ・ 要 望 書

平成 2 3 年 6 月

島 根 県

島根県政の推進につきましては、日頃から格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

本県におきましては、財政健全化をはじめとする行財政改革に全力で取り組みながら、産業振興等の各種施策を展開していますが、地域経済の停滞に加え、地域間格差の拡大などにより、行財政運営は非常に厳しい局面を迎えています。

我が国におきましては、東日本大震災に起因する広範かつ甚大な被害からの復興に向け、全国民が一丸となって取り組む必要があります。

国力を維持し、安全で安心な国土を形成するためには、地方の諸課題を解決し、地方への分散を進めることも大事です。

こうした考えに立って、平成24年度の国の予算編成と今後の施策展開において実現していただきたい事項をとりまとめましたので、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

平成23年6月

島根県知事 溝口善兵衛

島根県議会議長 洲浜繁達

# 島根県 提案・要望事項(内閣官房関係)

## 竹島に関する広報活動の推進

---

平成18年6月に衆参両院本会議で採択された「竹島の領土権の早期確立に関する請願」を踏まえ、次の事項について早期の具体化を図ること。

- (1) 北方領土と同様に、内閣府において竹島問題に関する広報啓発活動を所管する組織を設置すること。
- (2) 竹島領土問題や、国境離島が果たしている役割などを国民に啓発する施設を隠岐の島町に設置すること。

# 島根県 提案・要望事項(内閣府関係)

## I 竹島に関する広報活動の推進

---

平成18年6月に衆参両院本会議で採択された「竹島の領土権の早期確立に関する請願」を踏まえ、次の事項について早期の具体化を図ること。

- (1) 北方領土と同様に、内閣府において竹島問題に関する広報啓発活動を所管する組織を設置すること。
- (2) 竹島領土問題や、国境離島が果たしている役割などを国民に啓発する施設を隠岐の島町に設置すること。

## II 地方行財政の充実強化

---

- 1 地方分権改革においては、地方の自由度・裁量性の向上につながるよう地方団体の意見を十分踏まえるとともに、適切な財源措置を行うこと。
- 2 地域自主戦略交付金については、地方の社会資本整備をはじめとする事業の実施に必要な総額を確保するとともに、財政力が弱い地域や社会資本整備が遅れている地域に配慮した仕組みとすること。

## III 原子力発電所の安全対策の強化等

---

### 1 原子力安全対策

- (1) 福島第一原子力発電所の事故が重大な事態に至った原因の究明を早急に行うこと。
- (2) 今回の事故から得られた新たな知見に基づき、国内外の専門家の協力も得て原子力発電所の安全基準を抜本的に見直し、速やかに新たな基準を示すこと。
- (3) 新たな基準に基づき、島根原子力発電所1、2、3号機の安全性について評価を行い、適切な指導を行うこと。

## 2 原子力防災対策

- (1) 今回実施された避難区域の拡大措置の検証を行い、自治体に説明すること。
- (2) 複合災害発生を想定するなど、原子力防災指針の見直しに尽力すること。
- (3) 県、市町村が行う地域防災計画の見直しに対して支援・協力すること。

## 3 今後のエネルギー対策

国において、原子力発電のあり方を含めてエネルギー政策全体を見直すこと。

## IV 津波に対する防災対策の強化

---

東日本大震災では、巨大な津波が未曾有の被害をもたらしたことから、津波に対する防災対策を強化すること。

- (1) 国として、今回の経験から得られた知見をもとに、防災基本計画の見直しを行うこと。
- (2) 防災行政無線など、沿岸部における津波発生時の情報伝達手段の整備が早急に進むよう財政措置を拡充すること。

# 島根県 提案・要望事項(総務省関係)

## I 地方行財政の充実強化

---

### 1 地方財源の確保

- (1) 平成24年度の地方財政対策においては、東日本大震災の復興財源は別途確保した上で、社会保障関係費の増嵩等を踏まえつつ、地方団体の財政運営に支障が生じないように、必要な地方交付税の総額を確保すること。
- (2) 社会資本整備や高齢化の状況による行政コストの相違に配慮し、一般財源の地方間格差が生じないように、恒常的で十分な規模の財源調整の仕組みを設けること。

### 2 地方分権改革の推進

- (1) 地方分権改革においては、地方の自由度・裁量性の向上につながるよう地方団体の意見を十分踏まえるとともに、適切な財源措置を行うこと。
- (2) 地域自主戦略交付金については、地方の社会資本整備をはじめとする事業の実施に必要な総額を確保するとともに、財政力が弱い地域や社会資本整備が遅れている地域に配慮した仕組みとすること。

## II 東日本大震災後の厳しい経済・雇用情勢への対応

---

- 1 東日本大震災は、資材不足等による全国的な生産活動の低下、建設業の工期遅延、観光客の減少など産業全般に大きな影響を及ぼしているため、経済活動の停滞や景気の落ち込みに十分に配慮し、必要な経済対策を実施すること。
- 2 その際には、地方の経済・雇用の厳しい実情に配慮し、地方への支援策を十分確保するとともに、財政力が弱い自治体への支援を充実すること。また、地方の実情に応じた運用が可能な制度とすること。
- 3 東日本大震災からの復興に向け、各自治体が独自に講じる支援策に対して十分な財政措置を行うこと。

### Ⅲ 離島・過疎地域への支援

---

#### 1 国境に位置する離島への支援

国境に位置する離島については、領土保全という特別な役割を考慮し、一般の離島振興とは別に、特別の支援措置を講じること。

#### 2 過疎対策事業債（ソフト事業分）の拡充

過疎対策事業債（ソフト事業分）を十分に活用して、過疎地域が抱える課題に、よりの確に対応できるよう、市町村ごとに定められた限度額及び総額を引き上げること。

#### 3 過疎地域の病院等への支援

医師・看護職員の確保、処遇の充実、従事環境の整備等の十分な取組みが行えるよう、過疎地における公立・公的病院等への財源支援措置の充実を図ること。

# 島根県 提案・要望事項(外務省関係)

## 竹島の領土権の早期確立

---

平成18年6月に衆参両院本会議で採択された「竹島の領土権の早期確立に関する請願」を踏まえ、次の事項について早期の具体化を図ること。

- (1) 竹島における施設建設などの最近の韓国の動きに対して厳重な抗議を重ねるとともに、国際司法裁判所における解決を含め、領土権の早期確立に向けた外交交渉の新たな展開を図ること。
- (2) 竹島領土問題や、国境離島が果たしている役割などを国民に啓発する施設を隠岐の島町に設置すること。

# 島根県 提案・要望事項(財務省関係)

## I 地方行財政の充実強化

---

### 1 地方財源の確保

- (1) 平成24年度の地方財政対策においては、東日本大震災の復興財源は別途確保した上で、社会保障関係費の増嵩等を踏まえつつ、地方団体の財政運営に支障が生じないように、必要な地方交付税の総額を確保すること。
- (2) 社会資本整備や高齢化の状況による行政コストの相違に配慮し、一般財源の地方間格差が生じないように、恒常的で十分な規模の財源調整の仕組みを設けること。

### 2 地方分権改革の推進

- (1) 地方分権改革においては、地方の自由度・裁量性の向上につながるよう地方団体の意見を十分踏まえるとともに、適切な財源措置を行うこと。
- (2) 地域自主戦略交付金については、地方の社会資本整備をはじめとする事業の実施に必要な総額を確保するとともに、財政力が弱い地域や社会資本整備が遅れている地域に配慮した仕組みとすること。

## II 東日本大震災後の厳しい経済・雇用情勢への対応

---

- 1 東日本大震災は、資材不足等による全国的な生産活動の低下、建設業の工期遅延、観光客の減少など産業全般に大きな影響を及ぼしているため、経済活動の停滞や景気の落ち込みに十分に配慮し、必要な経済対策を実施すること。
- 2 その際には、地方の経済・雇用の厳しい実情に配慮し、地方への支援策を十分確保するとともに、財政力が弱い自治体への支援を充実すること。また、地方の実情に応じた運用が可能な制度とすること。
- 3 東日本大震災からの復興に向け、各自治体が独自に講じる支援策に対して十分な財政措置を行うこと。

# 島根県 提案・要望事項(文部科学省関係)

## I 学校教育における竹島の指導

---

全国の子どもが竹島問題を正しく理解することは極めて重要であり、学校教育において、竹島問題を積極的に扱うよう指導を強めること。

## II 医師養成の充実等

---

厚生労働省と連携し、医師養成体制の充実や、大学によるへき地医療支援を促進すること。

- (1) 産科・外科など不足する特定の診療科を専攻する学士入学枠を国公立大学や私立大学の医学部に設けること。
- (2) 地域医療に求められている、総合的に患者を診る能力を持つ医師を養成するため、教育体制の強化を図ること。
- (3) 大学で一定の医師を確保し、へき地医療機関等へ派遣できるよう、大学勤務医師に対する処遇の改善（教育職俸給表ではなく医療職俸給表の適用による賃金水準の確保など）を行うこと。

# 島根県 提案・要望事項(厚生労働省関係)

## I 医師・看護職員確保対策の推進

---

- 1 医師不足が深刻な地方の病院での勤務や、産科・外科など不足する診療科で勤務する医師を増やすよう、必要な措置を講じること。
  - (1) 医師が不足する地域や診療科に勤務する医師の処遇を手厚くすること。
  - (2) 産科・外科などにおける医療事故・医療紛争を裁判外で早期に解決できる制度を構築すること。また、早期の被害者救済のため、無過失補償制度を拡充すること。
  - (3) 後期臨床研修を国の制度として義務づけるとともに、地域ごと、診療科ごとの定員を設け、医師の偏在是正を図ること。
  - (4) とりわけ喫緊の課題である「安心してお産のできる体制」を維持するため、国の責任において、産科医、麻酔科医、小児科医、助産師の育成や配置調整などにより早急な周産期医療提供体制の確立を図ること。
- 2 文部科学省と連携し、医師養成体制の充実や、大学によるへき地医療支援を促進すること。
  - (1) 産科・外科など不足する特定の診療科を専攻する学士入学枠を国公立大学や私立大学の医学部に設けること。
  - (2) 地域医療に求められている、総合的に患者を診る能力を持つ医師を養成するため、教育体制の強化を図ること。
  - (3) 大学で一定の医師を確保し、へき地医療機関等へ派遣できるよう、大学勤務医師に対する処遇の改善（教育職俸給表ではなく医療職俸給表の適用による賃金水準の確保など）を行うこと。
- 3 「第7次看護職員需給見通し」を踏まえて、看護職員の養成・離職防止・再就業促進等の取組みに対する財政支援の充実、給与等の処遇や勤務環境の改善など、地域の医療・福祉を支える看護職員の安定確保対策を講じること。
- 4 医師・看護職員の確保、処遇の充実、従事環境の整備等の十分な取組みが行えるよう、過疎地における公立・公的病院等への財源支援措置の充実を図ること。
- 5 勤務医や看護職員の過剰勤務解消のため、医療の現状、医療の利用の仕方などについて、国民への広報・啓発を強化すること。

## Ⅱ 少子化対策の推進

---

- 1 出産・子育てを行う世帯の経済的負担の軽減策を講じること。
  - (1) 乳幼児医療のような基本的なサービスについては、国において本人負担の軽減措置を拡充すること。
  - (2) 特定不妊治療の医療保険適用を図ること。
  - (3) 妊婦健診への公費助成を恒久的な措置とすること。
  - (4) 多子世帯等における保育料の更なる軽減を図ること。
- 2 待機児童を解消し良好な保育環境を提供するため、保育所の整備が確実に  
行えるような制度を創設すること。
- 3 中山間地域や離島などの小規模な保育所等でも、安定的な事業運営や多様  
なサービス提供ができるよう支援措置を拡充すること。
- 4 様々な地域住民の参画による子育て支援の取組みについて、安心こども基  
金の継続など、引き続き財政措置を講じること。
- 5 今後の保育制度改革の検討にあたっては、国の責任を明らかにした上で、  
市町村や保育現場の意向も踏まえた制度設計を行い、保育の質の確保と向上  
を図ること。
  - (1) 財政力が弱い自治体においても、必要なサービスが持続的に提供でき  
るよう、適切な財政措置を講じること。
  - (2) 保育を必要とする児童が確実にサービスを受けられる仕組みとするこ  
と。

### Ⅲ がん対策の推進

---

- 1 がん薬物療法やがん放射線療法を専門とする医師・看護師等の医療従事者の養成が確実に行われるよう、十分な予算を確保し、地域の実情に応じた研修体制を充実すること。
- 2 医療機器の整備及び専門医の配置等の指定要件を緩和し、地域の実態に即して、がん診療連携拠点病院を確保すること。また、がんの診断・治療に係る高度医療機器の整備を促進すること。
- 3 保険者に被保険者のがん検診受診を義務づけるなど、企業等におけるがん検診受診を促進すること。
- 4 患者会等が行っている患者支援活動に対する支援策を講じること。
- 5 がん治療に係る有効な未承認薬の承認及び承認薬の保険適用の拡大を一層迅速に進めること。
- 6 国の継続的な公費負担のもと、市町村が実施する子宮頸がん予防ワクチン接種を着実に推進すること。

#### IV 東日本大震災後の雇用情勢への対応

---

経済・雇用情勢は、今後もより厳しい状況になることが予想されることから、離職対策や就職支援を充実すること。

- (1) 離職者に対する住宅や生活に関する支援策である「第二のセーフティネット支援施策」を延長すること。
- (2) 「緊急雇用創出事業」及び「ふるさと雇用再生特別基金事業」について、平成24年度以降も継続実施すること。また、「緊急雇用創出事業」について、雇用・就業期間の要件を緩和すること。
- (3) 3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金、3年以内既卒者トライアル雇用奨励金、既卒者育成支援奨励金について、平成24年度以降も継続実施すること。また、3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金について、支給回数制限を撤廃すること。
- (4) 東日本大震災に伴う雇用調整助成金、中小企業緊急雇用安定助成金の特例措置の対象地域を全国に拡大すること。また、東日本大震災の影響により事業活動が縮小した事業主については、支給限度日数を拡大すること。

# 島根県 提案・要望事項(農林水産省関係)

## I 農林水産業の振興や集落の維持等に必要な基盤の整備

---

農林水産業の生産を支え、農山漁村の安全な暮らしを守る基盤整備事業について、地方の実情に配慮した必要な予算を確保すること。

## II 地方の実情を踏まえた農林水産行政の推進

---

### 1 TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）への対応

国内の農林水産業に大きな影響を及ぼすことが懸念されるTPP交渉の参加については、国内農林水産業・農山漁村の振興対策を明確に示した上で、慎重な対応を行うこと。

### 2 農業者戸別所得補償制度の充実

- (1) 戸別所得補償制度による米の需給調整、産地の維持・発展、担い手育成等の効果を検証し、より地方の実情を踏まえた制度とすること。
- (2) 米の需給調整の実効性を確保するため、需給調整達成状況を考慮して、各県の生産数量目標配分を行うこと。
- (3) 担い手育成については、特に集落営農の組織化・法人化を図るため、経営体育成支援事業の予算拡大と制度拡充や、担い手育成総合支援協議会の活動費助成を行うこと。
- (4) 耕作放棄地再生利用交付金について、農地利活用推進協議会がより主体的な活動を行えるよう、地域の実情に応じた用途の弾力化を図ること。

### 3 地域の活性化に向けた施策の実施

- (1) 「農地・水保全管理支払共同活動支援交付金」について、平成24年度以降も継続実施すること。
- (2) 「もうかる漁業創設支援事業」について、平成24年度以降も事業を拡充した上で継続実施すること。

### 4 「特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法」の延長

平成23年度末で失効する「特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法」の延長を行い、国土の保全と農林業の振興を図ること。

## 5 農産物等の輸出の円滑化

円滑な輸出が行えるよう、輸出製品の安全性に関する諸外国への正確な情報提供や迅速な放射能検査証明の発行など、必要な措置を講じること。

## Ⅲ 森林・林業・木材産業への支援

---

- 1 森林、林業・木材産業は水源かん養などの公益的機能に加え、地域雇用の場として重要な役割を担っており、支援策の充実強化を図ること。
  - (1) 森林の適正な管理と経営を進めるため、森林整備加速化・林業再生事業の拡充・継続を行うこと。
  - (2) 森林、林業が地域雇用の受け皿として機能するよう森林整備等の事業量の安定化を図ること。
- 2 林業公社の経営安定化に対する支援措置を充実すること。
  - (1) 日本政策金融公庫資金の既往債務に対する元利金返済負担軽減措置を実施し、併せて森林整備活性化資金の融資対象事業の拡大を行うこと。
  - (2) 長伐期化に伴う分収契約の変更等を円滑に実施するため、法・税制度等を整備すること。

## Ⅳ 日韓漁業協定の実効確保と監視取締体制の充実強化等

---

- 1 竹島の領土権を確立し、排他的経済水域（EEZ）の境界線を画定することにより、暫定水域の撤廃を図ること。
- 2 それまでの間、両国の責任のもとで、暫定水域における資源管理について、実効ある管理体制を早期に確立すること。
- 3 我が国の排他的経済水域内における韓国漁船の違法操業が根絶されるよう、引き続き監視取締りの充実強化を図ること。
- 4 我が国と漁場競合する韓国のはえ縄漁船について、排他的経済水域内における許可隻数の削減、操業規制の強化を行うこと。
- 5 平成24年度以降も「漁場機能維持管理事業」を継続し、暫定水域の影響を受けている漁業者に重点的な支援を行うこと。
- 6 排他的経済水域の生産力を強化し、漁業経営の安定を図るため、まき網漁業の依存度が高いマアジ等を対象とする国直轄の漁場整備を推進すること。

# 島根県 提案・要望事項(経済産業省関係)

## I 原子力発電所の安全対策の強化等

---

### 1 原子力安全対策

- (1) 福島第一原子力発電所の事故が重大な事態に至った原因の究明を早急に行うこと。
- (2) 今回の事故から得られた新たな知見に基づき、国内外の専門家の協力も得て原子力発電所の安全基準を抜本的に見直し、速やかに新たな基準を示すこと。
- (3) 新たな基準に基づき、島根原子力発電所1、2、3号機の安全性について評価を行い、適切な指導を行うこと。

### 2 原子力防災対策

- (1) 今回実施された避難区域の拡大措置の検証を行い、自治体に説明すること。
- (2) 複合災害発生を想定するなど、原子力防災指針の見直しに尽力すること。
- (3) 県、市町村が行う地域防災計画の見直しに対して支援・協力すること。

### 3 今後のエネルギー対策

国において、原子力発電のあり方を含めてエネルギー政策全体を見直すこと。

## II 東日本大震災後の経済情勢への対応

---

- 1 東日本大震災による広範な工場・事業所の損壊の一方で、震災復興に伴い急激な需要増加が発生しており、関連メーカーや販売業者による買い占めや、価格高騰が生じないように、適切な対応を行うこと。
- 2 生産活動に支障が出ている被災地内・外の企業に対し、日本経済の早期復興のために各自治体が支援策を講じた場合、十分な財政措置を行うこと。
- 3 円滑な輸出が行えるよう、輸出製品の安全性に関する諸外国への正確な情報提供や迅速な放射能検査証明の発行など、必要な措置を講じること。

# 島根県 提案・要望事項(国土交通省関係)

## I 地方の社会資本の整備促進

---

遅れている地方の社会資本整備を進めることができるよう、必要な予算を十分確保し、地方に重点配分するとともに、特に次の事項について整備の促進を図ること。

### 1 高速道路をはじめとする地方の道路整備の促進

- (1) 高速道路や地域の生活に欠かせない道路など地方に必要な道路整備が今後も着実に進められるよう、予算を十分確保すること。
- (2) 高速道路の整備については、災害時の代替道路の確保と広域的なダブルネットワークの必要性が再認識されたところであり、地方のミッシングリンクの解消を優先すること。
- (3) 2020年を目途に山陰道全線のネットワークが完成するよう整備を促進すること。
  - ①都市計画決定済みである「湖陵～多伎間」「大田～静間間」「三隅～益田間」について、平成24年度に新規事業着手すること。
  - ②「温泉津～江津間」「益田～萩間」について、都市計画決定手続きに向けた計画段階評価を早期に実施すること。

### 2 斐伊川・神戸川治水事業をはじめとする治水対策の促進

- (1) 斐伊川・神戸川治水事業について、大橋川改修及び中海護岸堤防の整備を促進するとともに、斐伊川放水路の整備については、計画工期（平成20年代前半）での完成を目指すこと。また、本事業に関連する県管理河川の整備が着実に進められるよう、十分な支援をすること。
- (2) 流域住民の安全・安心を早期に確保するために、波積ダム、矢原川ダム事業については、県における検証結果を尊重し、最終判断を早期に示すこと。また、最終判断後は、機動的な予算措置を行い、速やかな治水対策事業の促進を可能とすること。

### 3 国際物流拠点浜田港における物流機能の強化

重点港湾に選定された浜田港において、国際物流拠点としての機能を強化するため、次の事項について整備の促進を図ること。

- ①高速道路ネットワークと直結する「臨港道路福井4号線」を、国の直轄事業として早期に事業着手すること。
- ②物流機能の強化を図るため、福井地区倉庫を補助採択すること。
- ③荒天時における港湾稼働率の向上を図るため、新北防波堤の整備を促進すること。

## II 地方交通への支援

---

### 1 地方航空路線の維持

高速交通ネットワークの整備が遅れている地方にとって、地方航空路線は地域の発展と自立に極めて重要な役割を担っているが、最近の地方航空路線を取り巻く環境は極めて厳しく、地方のみの努力では、もはや路線維持が困難になっている。

- (1) 地方航空路線を維持するため、国も一定の責任を担う新たな仕組みを創設すること。
- (2) 地元自治体に取り組む路線維持対策について、新たな財政支援制度を創設すること。

### 2 羽田空港再拡張に伴う国内航空路線の発着枠の確保

地方航空路線の充実を図り、産業振興や定住促進など地方の活性化を進めるため、平成24年度に予定されている羽田空港再拡張に伴う発着枠の配分においては、地方航空路線への配慮が必要である。

- (1) 国内・国際線の枠配分の決定に際しては、国内航空路線へ優先配分すること。
- (2) 国内線の配分では、代替交通機関が未整備である地域に対する特別枠を設けて配分すること。

### 3 離島航路の維持

隠岐航路は、島民2万2千人の日常生活を支えるとともに、年間40万人の乗客を運んでおり、必要不可欠なものであるが、急激な人口や観光客の減少による需要減などにより、運航事業者の経営は厳しく、運賃は高止まりの状況にある。

離島航路を道路と位置づけ、本土の公共交通機関と同程度の移動・流通コストで航路を利用できるよう、支援制度を拡充すること。

### 4 高速鉄道網の整備促進

フリーゲージトレインの実用化に向けた研究開発を引き続き進め、早期に伯備線に導入するとともに、建設事業費への新たな財政支援制度を創設すること。

### Ⅲ 日本固有の歴史・文化を活用した観光振興の推進

---

日本最古の歴史書「古事記」の編纂から千三百年を迎えるに当たって、日本固有の歴史・文化を活用した観光振興を図るため、国内外に向けた情報発信を強化するとともに、地域の取組みに対して支援を行うこと。

また、東日本大震災により観光が大きな影響を受けており、国内旅行の喚起や海外への正確な情報発信など、需要の拡大につながる積極的な取組みを行うこと。

### Ⅳ 離島への支援

---

#### 1 国境に位置する離島への支援

国境に位置する離島については、領土保全という特別な役割を考慮し、一般の離島振興とは別に、特別の支援措置を講じること。

#### 2 離島振興法の延長

平成24年度末に失効する離島振興法を拡充・延長し、離島地域の生活条件の改善、産業基盤の整備を促進すること。

# 島根県 提案・要望事項(環境省関係)

## 海岸漂着ごみ対策の推進

---

海岸漂着ごみ対策について、海岸漂着物処理推進法に基づき、政府が一体的に取り組むこと。

- (1) 地方公共団体が行う海岸漂着物の処理に要する経費など、海岸漂着物対策を推進するために必要な財政措置を講じること。
- (2) 日本海沿岸諸国からの海岸漂着ごみについては、引き続き外交ルートを通じ、対岸諸国に対し原因究明と対策を強く要請すること。